

## 植物防疫法施行規則及び関係告示の一部改正案について寄せられた御意見及びそれに対する考え方について

## 1 パブリックコメント

(1) 実施期間：令和8年3月10日から4月8日まで

(2) 提出意見：2通

(3) 御意見及びそれに対する考え方

番号	御意見	御意見に対する考え方
1、2	<p>トマトキバガが日本で発生・定着しているとしても、これ以上増えてほしくないので、日本に入らないように検疫してほしい。</p>	<p>日本における検疫対象となる検疫有害動植物は植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）第5条の2第1項において以下のとおり定められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内に存在することが確認されていないもの</li> <li>・ 既に国内の一部に存在しており、かつ、この法律その他の法律の規定によりこれを駆除し、又はそのまん延を防止するための措置がとられているもの</li> </ul> <p>トマトキバガは、毎年、海外から飛来していると考えられ、令和6年に全ての都道府県で誘殺が確認されており、かつ、通年で発生が確認されている地域もあることから、国内に存在しているものと考えております。</p> <p>また、生産者による適切な防除対策により、有用な植物への経済的な著しい被害は生じていないことから、法その他の法律に基づく防除が必要とされる状況ではありません。</p> <p>こうしたことから、トマトキバガは検疫有害動植物の定義を満たさなくなり、検疫対象とすることはできません。</p>

※上記の他、1件の今回の意見募集とは無関係の御意見をいただきました。